

2020年11月5日

九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟の第29回口頭弁論が行われました

— 次回期日は2021年2月2日 —

本件は、川内原子力発電所1、2号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（2012年5月30日）から第12次（2019年7月31日）にわたり、提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような重大な事故の具体的危険性は無いため、原告の請求の棄却を求めております。

本日、鹿児島地方裁判所において標記の口頭弁論が行われました。なお、次回期日については2021年2月2日に指定されました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、川内原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

※ 今回の口頭弁論は、当初本年4月22日に予定されていましたが、新型コロナウイルス感染回避のため延期されていたものです。

以上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。